

# 俱知安町教育大綱

平成28年 2月

俱 知 安 町

## ～はじめに～

本町は、第5次俱知安町総合計画（平成20年度～平成31年度）において、めざす町の姿として「ふれあい豊かに 質の高い暮らしと文化があるまち」を実現するため、6つの基本目標

・「一人ひとりを大切にするまち」・「子どもが心身ともに健やかに育つまち」・「やる気いっぱいのもち」・「人と人とのつながりがあるまち」・「安全に暮らせるまち」・「次の世代に引き継げるまち」を掲げ、これら基本目標を達成するために各個別目標を設定したなかで、まちづくりにおいて各種施策や事務事業に取り組んでいます。

教育施策におきましては、このうち4つの基本目標に関連し、まちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

そうしたなか、平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」に基づき、地方公共団体の長として、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになり、策定にあたっては、同法に基づく「総合教育会議」において、「教育大綱策定に係る基本的考え方」を整理し、協議を踏まえたなかで策定したものであります。

このことは、町長と教育委員会が協議・調整を図ることにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるのが可能になるものと考えています。

将来を担う子どもたちが、夢や希望をもって健やかに暮らすことができる環境づくりは、教育行政を進めていくうえで大変重要なものと考えています。

この大綱に基づき、本町教育行政のさらなる充実に努めるとともに、今後における時代変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

俱知安町長 西 江 栄 二

## 教育大綱策定に係る基本的考え方

### ○教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が平成 27 年 4 月から施行されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

なお、大綱策定にあたりましては、同法に基づく総合教育会議の協議を踏まえ策定したものであり、この大綱に基づき、学校教育・社会教育のさらなる充実に努めるとともに、今後の教育行政を取り巻く時代変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

### ○総合計画との関係

第 5 次俱知安町総合計画（平成 20 年度～平成 31 年度）では、めざす町の姿として「ふれあい豊かに 質の高い暮らしと文化があるまち」を実現するため、6 つの基本目標

・「一人ひとりを大切にするまち」・「子どもが心身ともに健やかに育つまち」・「やる気いっぱいのもち」・「人と人とのつながりがあるまち」・「安全に暮らせるまち」・「次の世代に引き継げるまち」を掲げ、これら基本目標を達成するために各個別目標を設定したなかで、各種施策や事務事業に取り組んでいます。

教育施策におきましては、このうち 4 つの基本目標に関連し、まちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

このことから、教育大綱の構成としては、まちづくり基本目標を達成するために設定した教育に関する個別目標のなかから、俱知安町教育目標の理念を踏まえ、学校教育関係においては、国の教育振興基本計画、北海道の教育推進計画のなかにも位置づけされる、「知・徳・体」のバランスのとれた人づくりを基本理念に、社会教育関係においては、「俱知安町社会教育中期行政計画」の基本理念をもって大綱の基本理念に位置づけるとともに、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略における、国際色豊かな地域特性を活かした教育の推進の 3 本の柱をもって大綱の基本理念として位置づけるものであります。

併せて「第 5 次俱知安町総合計画」の基本目標を達成するための教育に関する個別目標を、大綱の基本方針として定めるものであります。

## ○教育大綱の期間

現在、国の「第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）」や「北海道教育推進計画（改訂版平成25年度～29年度）」は、対象期間を平成29年度までとしているところであります。

本町においては、平成20年度から始まった第5次倶知安町総合計画は、最終年度を平成31年度と位置づけていることや、同計画の個別計画となる「倶知安町社会教育中期行政計画（平成27年度～31年度）」の期間も、平成31年度までとしていることから、これら計画との整合性を図るため、教育大綱の期間は、平成28年度から平成31年度までの4年とします。

なお、この期間内においても教育を取り巻く環境や情勢に大きな変化等が生じた場合など、大綱の見直しが必要と判断した場合には、その都度総合教育会議で協議を図ることとします。

## めざす町の姿

### ～ ふれあい豊かに 質の高い暮らしと文化があるまち ～

町に暮らす人々同士や国内各地・世界の人々との豊かなふれあいを基本に、一人ひとりが信頼と協働の心でつながり、より良い暮らしを創りあげていく様(イメージ)、地域資源を活かして町を元気にしていく様をイメージしています。

## 1 基本理念

- 「生きる力」の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、「知・徳・体」のバランスのとれた人づくり
- 夢・喜び・安らぎ～つながり支えあうまちづくり～
- 自然・国際色豊かな地域性を活かした教育の推進

## 2 基本方針

### (1) 子どもの教育の充実

子どもたちの「生きる力」の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、「知・徳・体」のバランスのとれた人づくりをめざします。

#### 学習指導の充実

- 「知・徳・体」を育み、創意工夫がある教育活動を推進し、子どもたちの個性、能力の育成に力を入れていきます。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒に適切な教育を行う体制を強化します。

#### 教育施設の整備

- 児童・生徒が、安全・安心な学校生活を送れるよう、学校施設の整備や教材の充実を図ります。
- 学校施設・設備の計画的な改修や修繕を実施します。
- 児童数の動向を踏まえ、小学校の適正規模・適正配置について検討を進めます。

#### 情報コミュニケーション教育の充実

- 教育用パソコン、タブレット等のICT(情報通信技術)環境の充実により情報活用能力の育成を図るとともに、活用の際の正しいルール・マナーづくりの取組を推進します。
- ALT(外国語指導助手)の活用により、国際理解教育・外国語教育を通して、新しい時代に対応できる人材の育成を図ります。
- 国際感覚や語学力を備えた人材育成のため、英語学習の取組を推進します。

## 安全・安心な学校給食の提供

- 学校給食において、地元農産物の利用率を高めることにより地産地消を進めます。
- 特色ある献立の検討や生産者との交流などにより、地元の産業や食文化に関する理解と食への関心を高め、食育の推進を図ります。
- 調理場における衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーに対応した学校給食を提供します。

## 学校、家庭、地域の連携、協力

- 学校・家庭・地域が一体となった子どもを取り巻く教育支援体制を構築します。
- 学校教育と社会教育の連携を強化します。

## 体験活動の充実

- 青少年の健全育成を推進するため、自然・郷土・文化・スポーツなどのさまざまな体験活動を展開していきます。
- 郷土の自然や文化を愛する心、豊かな情操を育成する活動を展開していきます。

## 望ましい生活習慣づくりの推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」などの望ましい生活習慣づくりに向けて、各家庭に普及啓発を図ります。
- 生活習慣における「読書」の重要性に鑑み、より一層の普及啓発と取組みを推進します。

## (2) 多文化共生のまちづくり推進

多様な文化背景をもつ人々が、ともに自分らしく生きるまちをつくります。

### コミュニケーション支援

- 外国人の児童生徒に対して、授業時の通訳と個別指導を行える支援体制を整えます。
- 町民の英語力向上に向けた英語研修事業の充実を図ります。

## (3) 子育て支援体制の充実

子育てを地域全体で支援し、子どもとその保護者が健やかに生活できる環境づくりを進めます。

### 子育て環境の整備

- 国の子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育・子育て支援について質の充実に図ります。

### 子どもの発達支援

- 子どもの発達に関して、専門資格者のもと、適切な時期に必要な相談や保護者支援が受けられるよう関係者・機関の連携を図ります。

#### (4) 健康づくり、生涯スポーツが活発な町にする

町民一人ひとりが、生涯にわたって健康で明るく活力に満ちた生活を送ることをめざします。

##### 食育の推進

- 児童・生徒がさまざまな教育活動の中で、正しい食習慣や食の大切さ、地元の食文化を理解できるよう、家庭や学校と連携しながら食育を推進します。

##### 生涯スポーツの普及

- スポーツ推進委員などによる各種スポーツ教室を開催し、スポーツの普及・定着を図ります。
- 総合体育館及び各種体育施設の利用促進をはじめ、地域住民が身近に利用できる学校体育施設を開放し、スポーツに親しむ場を提供します。
- 地域におけるスポーツ活動の支援として、各種競技団体の活動や大会開催への支援のほかスポーツ環境の整備を進めます。
- 地域が主体となって、多世代が集い、多種目のスポーツ活動を行う総合型地域スポーツクラブの設立支援をめざします。

##### 町技（スキー）普及活動の充実

- 多くの町民が元気にスキーを楽しめるように、安全で利用しやすい旭ヶ丘スキー場の運営を行います。
- アスリート育成に係る制度・方策の研究を推進し、その支援策の構築を図る。

##### スポーツ施設の整備

- 各種スポーツ施設について、利便性の向上や安全面の確保のほか、障がい者の利用にも配慮した整備に努めます。

#### (5) 生涯学習社会の実現

誰もが生涯にわたって学ぶことにより、充実した人生を送ることができる環境づくりを進めます。

##### 生涯学習の推進

- 新たな知識・技術を学び、交流を図ることができる学習の場を提供します。
- 生涯学習活動を行う町民が集まり、発表と交流ができる場を創出します。
- 生涯学習を推進していくため、情報収集に努めるとともに、指導者の育成を進めます。

##### 公民館機能の充実

- 学習活動へのきっかけづくりとして、魅力ある講座の開催に努めます。
- 地域の人が集い、つながりを深め、最も身近な学習の場である公民館としての機能を整備・充実します。

##### 読書活動の推進

- 町民の読書活動を推進するための環境づくりに努めます。

## (6) 美しく感性豊かな文化力があるまちの創出

芸術、郷土の歴史や自然環境を育み、心豊かな生活のあるまちづくりに取り組みます。

### 芸術文化の振興と活動支援

- 展示会、音楽祭、演劇、映画など、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、良質でニーズの高い文化イベントを開催します。
- 町民や団体との協働により、総合文化祭など文化・芸術活動の成果を発表する場を設け、交流できる機会の充実を図ります。
- 文化・芸術にかかわる個人・団体の活動を支援し、芸術文化活動の充実と促進に努めます。
- 公民館自主事業を充実し、文化鑑賞の機会の提供に努めます。

### 文化財の保護と有効活用

- 町民の共有財産である文化財や歴史資料について調査研究を行うとともに、適切な管理や保護を講じ、さらに理解を深めるための学習などにも積極的に活用します。
- 文化協会、各団体と連携し、優れた芸術や知識に触れる機会を豊富に提供することによって、質の高い文化活動を行います。

### 文化施設等の設備の充実と利用促進

- 施設の展示活動、整備や修繕を計画的に行うとともに、各文化施設相互のネットワーク化を図り、利用者が満足かつ安心して利用できるよう施設の充実に努めます。



### 3 大綱期間における重点的取組み

- 「知・徳・体」のバランスのとれた人づくりの育成を目指し、創意工夫がある教育活動を推進し、子ども達の個性、能力が育まれるよう、その環境整備と体制づくりを支援します。
  
- 国際色豊かな本町の地域性を活かし、国際感覚や語学力を備えた人材育成の観点から、英語力向上の取組推進を図ります。
  
- 町技スキーをはじめとする各種スポーツの世界的レベルのアスリート育成に向け、制度・方策等の研究を推し進め支援策の構築を図ります。
  
- 安全・安心な学校給食の提供に向け、学校給食センターを「地産地消食育推進施設」と位置づけ、地産地消及び食育の推進を図ります。
  
- 「俱知安町子どものいじめの防止に関する条例」の基本理念に基づき、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めます。
  
- 国の子ども・子育て支援制度に基づき、幼児教育・保育・子育て支援について質の充実を図るとともに、保育環境の向上に向けた施設整備を推進します。
  
- 小学校適正配置については、子どもたちの望ましい教育環境づくりに向け、教育委員会が策定する基本方針を尊重しつつ、本町の人口動態、まちづくり動向及び財政状況等を見極めながら取組んでまいります。

## 関係法令条文（抜粋）

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【平成 26 年 6 月 20 日改正】

（大綱の策定等）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
  - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

### ○教育基本法【平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号】

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 倶知安町教育目標

～ たくましい開拓精神を受け継ぎ  
豊かな北方の生活文化を創造し  
伸びゆく倶知安町の町づくりをめざして ～

- 1 自ら知識や技術を求め、正しく判断して実践する町民の育成につとめる。
- 1 郷土の自然や文化を愛し、豊かな情操をもつ町民の育成につとめる。
- 1 運動やスポーツに親しみ、健全な心と身体をもつ町民の育成につとめる。
- 1 正しい勤労意欲を養い、産業や文化の発展につくす町民の育成につとめる。
- 1 力をあわせ、尊敬と信頼を得る家庭や郷土を築く町民の育成につとめる。

○前文は、この地に開拓のくわを入れ、厳しい風雪と困苦に耐え、今日の倶知安町を築いてきた先人の開拓精神を受け継いで、この地をより発展させていく町民育成の教育に力を注ぐということと、本州の産業、文化の単なる模倣でなく、この地の恵まれた自然を生かし、障害を克服し、この地に立脚した生活、文化、産業を創造していく町民育成の教育に力を注ぐということを強調したものである。

○本章5項目のうち、1、2、3の項目は、順を追って知育、徳育、体育についての目標であり、4項目は、この地の産業、文化の発展に寄与する町民育成についての目標であり、5項目は、家庭や地域社会のみならず、後志中核都市の住民として、さらには国際人として、尊敬と信頼を得られる町民育成についての目標である。